

第 1 編 環境影響評価

第1章 事業計画

1.1 事業の名称

穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業

1.2 事業者の氏名及び住所

1.2.1 事業者

事業者の氏名 : 穂高広域施設組合

管理者 宮澤 宗弘

事業者の住所 : 長野県安曇野市穂高北穂高 1589-2

1.2.2 調査者

調査者の氏名 : 株式会社 環境技術センター

代表取締役 勝野 宗一

調査者の住所 : 長野県松本市大字 笹賀 5652-166

1.3 事業の種類

廃棄物処理施設の建設 ごみ焼却施設（処理能力 120t/日※）

不燃物処理施設（処理能力 3t/日※）

※処理能力は計画年間処理量を基に事業者の提案により決定する。

1.4 事業の目的、必要性

穂高広域施設組合（以下、「本組合」という）では、平成6年9月に竣工した穂高クリーンセンターごみ焼却施設及び不燃物処理施設（以下、「既存ごみ処理施設」という）において、ごみの適正処理を行っている。既存ごみ処理施設は、竣工後、平成12、13年度にダイオキシン類削減対策を実施するなど、適正な維持管理を行ってきており、稼働後22年経過し、設備・装置の老朽化が進行してきており、新たな施設を整備する時期に来ている。また、近年、ごみ焼却施設の整備に当たっては、ごみを単に焼却処理するだけでなく、ごみの持つエネルギーを積極的に回収し、活用することによって、温室効果ガス排出量を削減することが求められてきている。

このような状況から、本組合では既存ごみ処理施設に代わる新たなごみ焼却施設及び不燃物処理施設を建設することとしたものである。

1.5 事業の内容

1.5.1 対象事業実施区域の位置

(1) 建設地決定の経過

本組合は、平成 17 年度に「穂高広域施設組合処理施設検討委員会」を設置し、平成 18 年度にかけてごみ処理施設及び最終処分場に関する整備計画の検討を行った。この委員会で、一般廃棄物処理施設（焼却施設）については、主要な設備機器の耐用年数を迎える平成 24 年度をめどに施設の更新（建て替え）を行う方針を確認した。

用地については、既存ごみ処理施設の地元地区の理解により、当初より既存ごみ処理施設の南側隣接地に建設する方向で進めてきた。平成 16 年 11 月には建設候補地の直近の下木戸常会と、平成 17 年 3 月には下木戸常会を含む狐島耕地区と「穂高広域施設組合施設更新整備事業に関する協定書」を締結し、既存ごみ処理施設の南側隣接地を建設用地として平成 18 年 12 月に取得した。なお、建設候補地は現在グラウンドとして整備されているが、これは、施設整備までの間はグラウンドとして使用したいとの地元地区の要望によるものである。

本組合はその後、隣接するし尿処理施設の処理量が減少してきたことを受け、し尿処理施設の改造（ダウンサイジング）を優先して行い、併せてし尿処理汚泥を混焼するための焼却施設の改修を平成 21 年度に実施した。これにより、平成 24 年度をめどにしていた焼却施設の更新は繰り延べとし、稼働開始の予定を平成 33 年 3 月としたものである。

(2) 対象事業実施区域の位置

事業を予定している区域（以下、「対象事業実施区域」という。）の位置は安曇野市穂高北穂高 1000 であり、図 1.5.1 及び図 1.5.2 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、犀川、万水川、穂高川、高瀬川の合流点の近くに位置しており、既存ごみ処理施設及びその余熱利用施設である「あづみ野ランド」に隣接している。

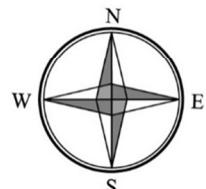
なお、対象事業による影響の範囲としては、ごみ焼却施設の排ガスによる影響が最も広範囲となると想定されることを踏まえ、対象事業に係る影響を受ける範囲を対象事業実施区域から半径 4km の範囲とした。この地域には、松本市、安曇野市及び池田町が含まれる。



凡 例

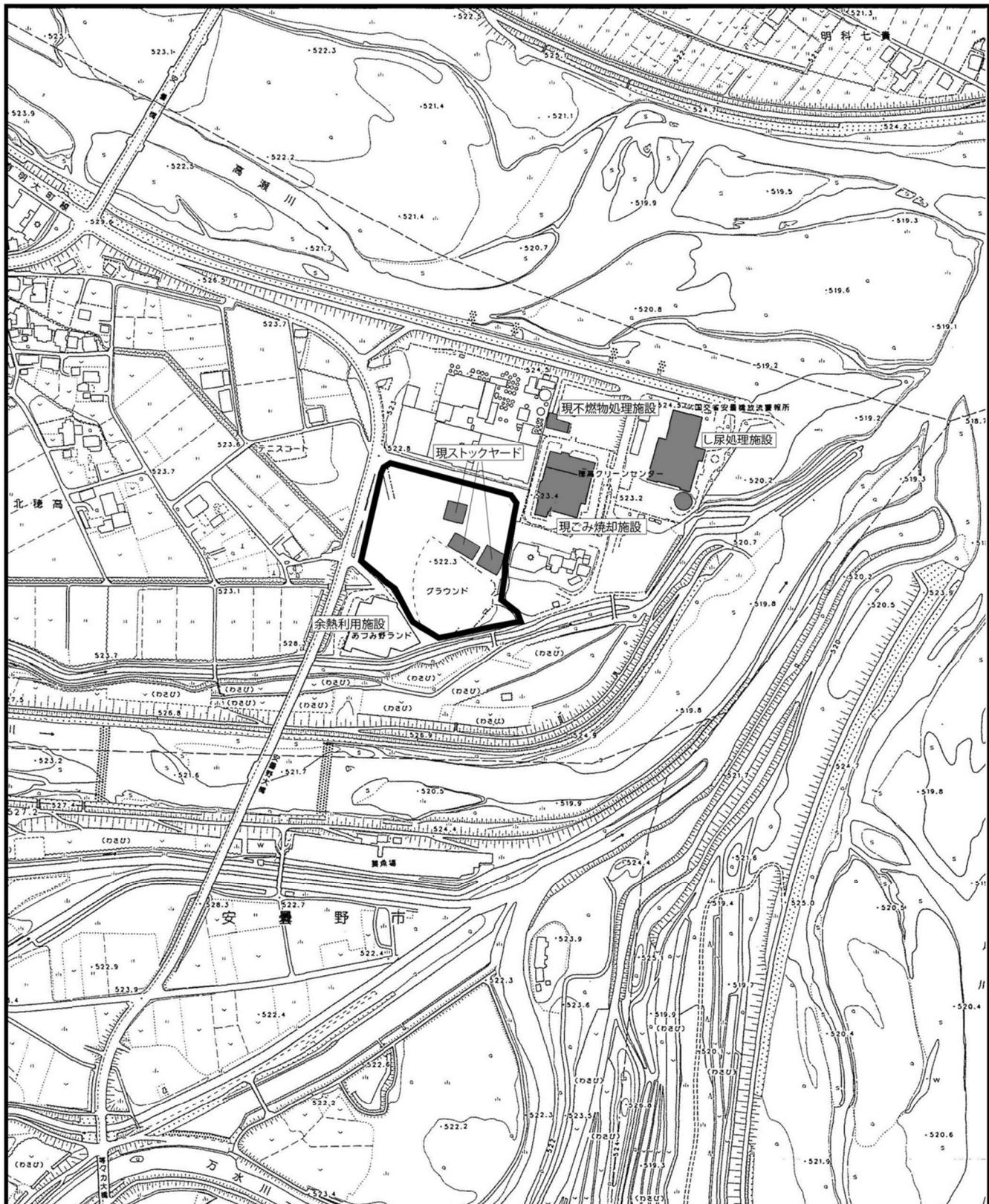
- 対象事業実施区域
- 行政界
- 関係地域

図1.5.1 対象事業実施区域の位置



Scale 1/50,000
0 1,000 2,000 3,000m

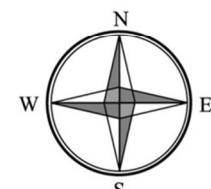
この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。（5万分の1に縮小して掲載）



凡 例

図1.5.2 対象事業実施区域の位置

- 対象事業実施区域
- 穂高広域施設組合関連施設



Scale 1/5,000
 0 100 200 300m

1.5.2 規模

(1) 規模及び処理方式等

計画施設の規模及び処理方式等は表 1.5.3 に示すとおりである。

ごみ焼却施設及び不燃物処理施設の処理能力は、計画年間処理量を基に事業者の提案により決定する。

なお、ごみ焼却施設の処理方式については、バイオガス化や灰溶融またはガス化溶融の導入についても検討を行ったが、バイオガス化については導入された実績が少ないと施設建設や分別収集のコストが高くなることから、灰溶融またはガス化溶融についてはコスト面と地球温暖化防止の面で課題があることから採用せず、ストーカ炉または流動床炉による焼却方式を採用した。

対象事業実施区域の隣接地にある現有施設の規模及び処理方式等は表 1.5.4 に示すとおりであり、計画するごみ焼却施設、不燃物処理施設はいずれも、現有施設よりも施設規模は小さくなる。

また、計画施設の主要設備の概要を表 1.5.5 及び表 1.5.6 に示す。

表 1.5.3 計画施設の規模等

ごみ焼却 施設	処理方式	焼却 連続燃焼式ストーカ炉または流動床炉
	施設規模	120t/日 (60t/24h × 2 炉) ^{注1)}
	炉形式	全連続燃焼式
	処理する廃棄物の種類 (内容)	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性残渣(不燃物処理施設から排出されるもの)、し渣、し尿汚泥、災害廃棄物、小動物の死骸
不燃物 処理施設	処理方式	破碎、選別 ^{注2)}
	施設規模	3t/日 (3t/5h) ^{注1)}
	処理する廃棄物の種類 (内容)	不燃ごみ(ガラス・陶磁器類)

注 1) 処理能力は計画年間処理量を基に建設請負事業者の提案により決定する。

注 2) 破碎及び選別の方は建設請負事業者の提案により決定する。

表 1.5.4 現有施設の規模等

ごみ焼却 施設	処理方式	准連続燃焼式焼却炉(流動床炉)
	施設規模	150t/日 (50t/16h × 3 炉)
	炉形式	准連続燃焼式
	処理する廃棄物の種類 (内容)	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性残渣(不燃物処理施設から排出されるもの)、し渣、し尿汚泥、小動物の死骸
不燃物 処理施設	処理方式	破碎、選別
	施設規模	7t/日 (7t/5h)
	処理する廃棄物の種類 (内容)	金属類、ガラス類、不燃ごみ

表 1.5.5 焼却施設の主要設備の概要

項目	内容
受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
燃焼設備	ストーカ式または流動床式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式
排ガス処理設備	乾式
通風設備	平衡通風方式、煙突高さ 59m
余熱利用設備	蒸気タービン発電設備、場内給湯、場外給湯 (あずみ野ランドへの給湯)
給水設備	生活用：上水 プラント用：原則として地下水
灰出し設備	ピットアンドクレーン方式
排水処理設備	プラント排水：無放流（循環再利用） 生活排水：下水道放流

表 1.5.6 不燃物処理施設の主要設備の概要

項目	内容
受入供給設備	直接投入方式
破碎設備、搬送設備	回転式破碎機
選別設備	粒度選別機（必要に応じて設置） ^{注)} 磁選機 アルミ選別機 風力選別機（必要に応じて設置） ^{注)}
貯留・搬出設備	可燃物、不燃物、鉄類、アルミ類：貯留ホッパ
集じん・脱臭装置	必要に応じて設置 ^{注)}
給排水設備	焼却施設に準じる

注) 建設請負事業者の提案により決定する。

(2) 計画年間処理量

ごみ焼却施設及び不燃物処理施設の計画年間処理量を表 1.5.7～表 1.5.9 に示す。

焼却施設の年間計画処理量には含めていないが、災害廃棄物と小動物の死骸も処理対象として量を想定している。

表 1.5.7 焼却施設の年間計画処理量

処理対象物	平成 33 年度 焼却量 (t/年)
可燃ごみ 可燃性粗大ごみ	29,768
可燃性残渣	9
し渣	25
し尿汚泥	786
計	30,588

表 1.5.8 焼却施設のその他の処理量

処理対象物	想定量
災害廃棄物	6t/日
小動物の死骸	約 400 頭/年

表 1.5.9 不燃物処理施設の処理量

処理対象物	処理量 (t/年)
不燃ごみ (ガラス・陶磁器類)	619

(3) 施設規模の想定

ごみ焼却施設及び不燃物処理施設の処理能力は、計画年間処理量を基に事業者の提案により決定するが、施設規模の想定は表 1.5.10 及び表 1.5.11 に示すとおりである。

表 1.5.10 ごみ焼却施設の規模の想定

①年間処理量	(t/年)	30,588
②計画年間日平均処理量	(t/日)	83
③実稼働率		280/365
④調整稼働率		0.96
⑤1 炉あたりの規模	(t/日)	57
⑥施設規模	(t/日)	114
⑥' 施設規模（災害廃棄物含む）	(t/日)	120

[焼却施設の規模の考え方]

$$\text{施設規模 (t/日)} = 1 \text{ 炉あたりの規模 (t/日)} \times 2 \text{ 炉}$$

$$1 \text{ 炉あたりの規模 (t/日)} = \text{計画年間日平均処理量 (t/日)} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率} \div 2 \text{ 炉}$$

$$\text{計画年間日平均処理量} = \text{計画年間処理量 (t/年)} \div 365 \text{ (日)}$$

$$\text{実稼働率} = (365 \text{ 日} - \text{年間停止日数 (上限 85 日)}) \div 365 = 280/365 = 0.767$$

$$\text{調整稼働率} = 96\%$$

年間停止日数：補修 30 日 1 回、点検整備 15 日 2 回、共通設備整備 7 日 1 回、立ち下げ（停止）3 日 × 3 回、立上げ 3 日 3 回

$$\Rightarrow 30 \text{ 日} + 15 \text{ 日} \times 2 \text{ 回} + 7 \text{ 日} + 3 \text{ 日} \times 3 + 3 \text{ 日} \times 3 = 85 \text{ 日}$$

表 1.5.11 不燃物処理施設の規模の想定

①年間処理量	(t/年)	619
②年間稼働日数	(日/年)	250
③月最大変動係数		1.33
④施設規模	(t/日)	3.3

[不燃物処理施設の規模の考え方]

$$\text{施設規模 (t/日)} = \text{年間処理量 (t/年)} \div \text{年間稼働日数 (日/年)} \times \text{月最大変動係数}$$

$$= 619 \text{ (t/日)} \div 250 \text{ (日/年)} \times 1.33 = 3.3 \text{ (t/日)}$$

1.5.3 実施予定期間

本事業の実施予定期間は表 1.5.12 に示すとおりである。

新ごみ処理施設は、平成 30 年度より建設に着手し、平成 32 年度中の竣工、平成 33 年 3 月からの稼働を予定している。

新ごみ処理施設の稼働までは、既存ごみ処理施設でごみ処理を継続する。既存ごみ処理施設は、新ごみ処理施設の稼働後に解体する予定であるが、解体時期は未定であり、跡地利用と併せて今後検討する。

表 1.5.12 実施予定期間

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
環境影響評価							
処理方式検討							
施設建設							
施設稼働							

1.5.4 施工計画

(1) 配置計画

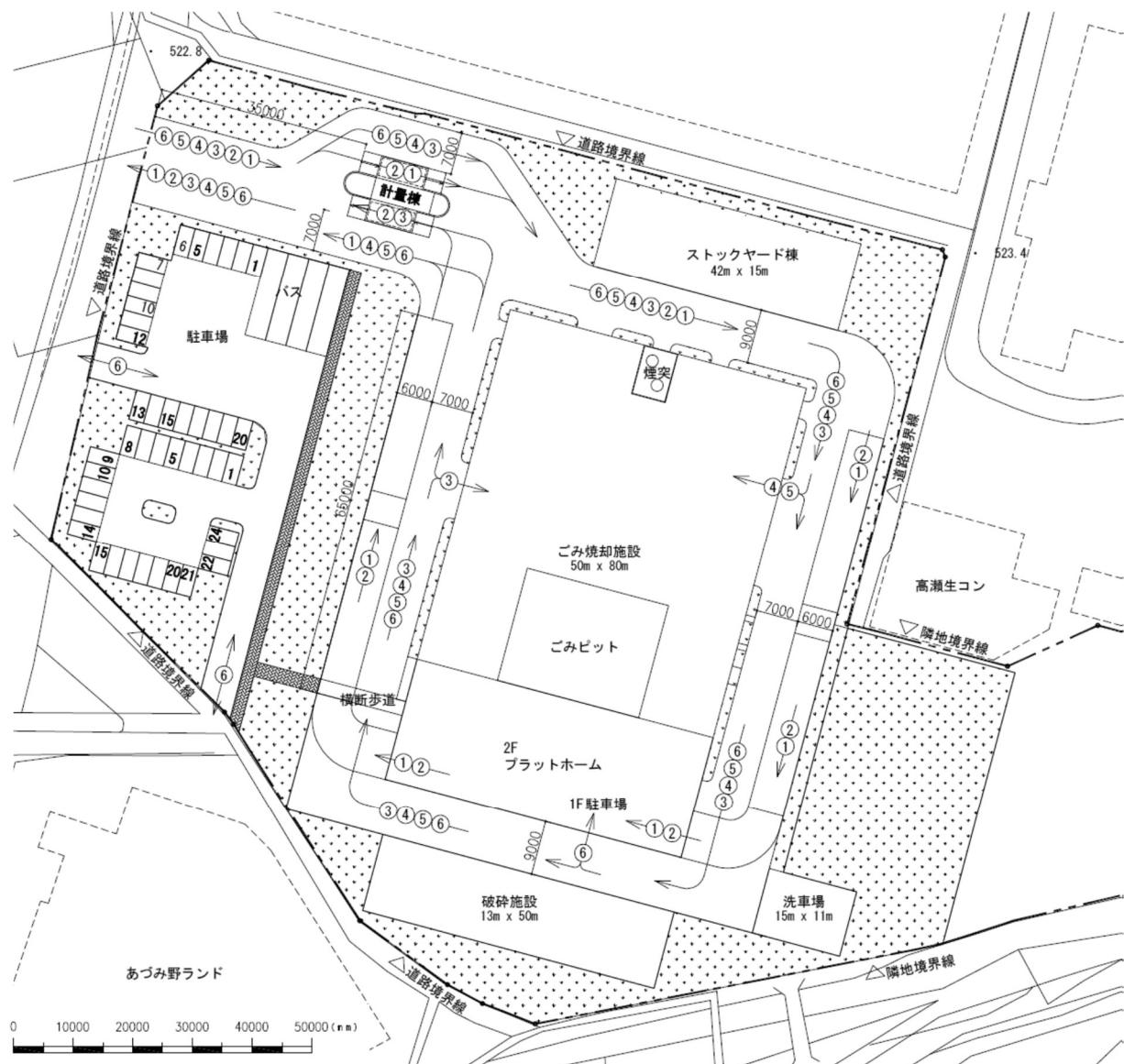
1) 施設配置及び動線配置計画

施設配置及び動線配置の例を図 1.5.3 に示す。また、施設の立面図の例を図 1.5.4 に示す。なお、具体的な計画については今後検討し決定するが、本環境影響評価においては、例を基に検討を行う。

- ・敷地周辺全体に緑地帯を配置し、施設全体が周辺の地域環境に調和し、清潔なイメージと周辺の美観を損なわない潤いとゆとりある施設とする。
- ・搬入車両が集中した場合でも車両の通行に支障のない動線計画とする。
- ・ごみ運搬車等の各種搬入車、搬出車、業務用自動車、施設見学者の自動車等、想定される関係車両の円滑な交通が図られるものとする。
- ・施設見学者等の一般車両動線は、原則としてごみ搬入車、搬出車等の車両動線とは分離する。

2) 設備配置計画

- ・防音、防振、防じん、防臭及び高温対策を十分行うとともに、各機器の巡回点検整備がスムーズに行える配置計画とする。
- ・計量、管理、処理、洗車、補修等が円滑に行え、かつ、本施設へ出入りする人的動線の安全が確保できる車両動線とする。
- ・施設整備に際しては、安全かつ効率性・信頼性の高い設備を考慮する。



車両動線凡例

記号	種別
— ① —>	収集車
— ② —>	直接搬入車
— ③ —>	焼却残渣搬出車
— ④ —>	薬品・燃料搬入車
— ⑤ —>	メンテナンス車
— ⑥ —>	一般車（見学者・来場者）

図 1.5.3 施設配置及び動線配置計画（例）

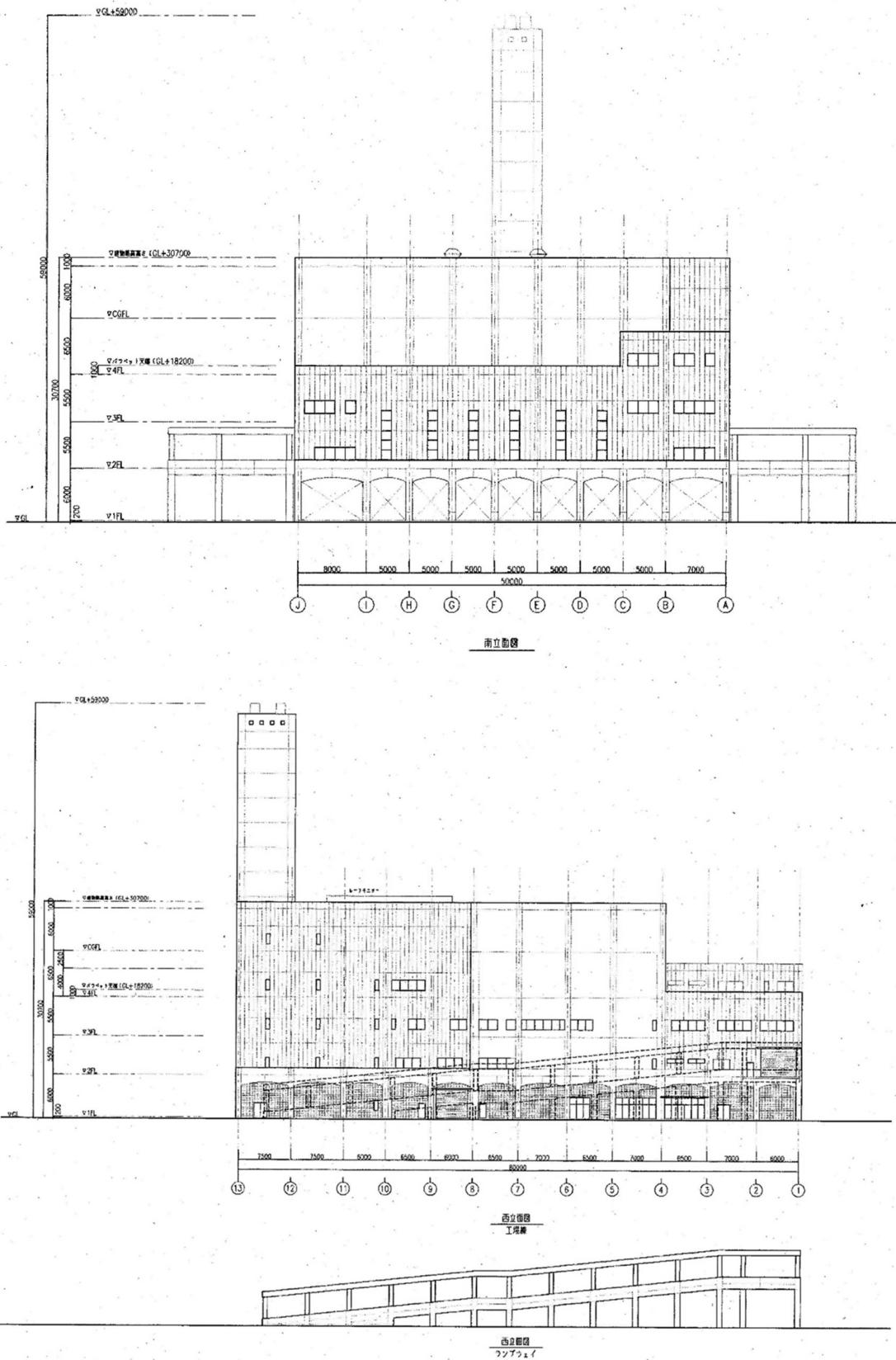


図 1.5.4 施設の立面図（例）（上：南立面図、下：西立面図）

3) 設備計画

ア 設備機器

- ・振動・騒音の発生する機器には、防振・防音対策に十分配慮する。
- ・臭気が発生する箇所には負圧管理、密閉化等適切な臭気対策を講ずる。

イ 地震対策

- ・灯油等のタンクには必要な容量の防液堤を設け、移送配管は地震等により、配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイントを必ず設置する。
- ・塩酸、苛性ソーダ、アンモニア水等薬品タンクの設置については薬品種別毎に必要な容量の防液堤を設ける。
- ・電源あるいは計装用空気源が断たれたときは、各バルブ・ダンパ等の動作方向はプロセスの安全サイドに働くようにする。

ウ 浸水対策

- ・設計・施工にあっては、浸水深 6.0m 以上を想定して計画する。
- ・蒸気タービン発電機室、受変電室等は地上の 2 階以上に設置する等、浸水時の被害を最小限に抑えるための対策を講じる。

(2) 建築、土木及び外構計画

1) 建築工事

設計方針のうち、環境影響に関連する内容を以下に示す。

- ・処理プロセスと作業の必要性を最重視し、それに合わせて見学者にも配慮したデザインとする。また、敷地南西側に位置しているあづみ野ランド等周辺建物と調和するような緑地帯を設けるなど、圧迫感を軽減し周辺環境・景観への配慮に努める。
- ・ごみ処理施設の建築計画は、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、より快適安全な室内環境、部位に応じた耐久性等に留意し、各部のバランスを保った合理的なものとする。
- ・工場棟は一般の建築物と異なり、熱、臭気、振動、騒音、特殊な形態の大空間形成等の問題を内蔵するので、これを機能的かつ経済的に解消するためには、プラント機器の配置計画、構造計画ならびに設備計画は深い連携を保ち、専門的知識を融和させ、総合的にみてバランスのとれた計画とする。
- ・地下に設置する諸室は必要最小限にとどめるとともに、配置上分散を避ける。

2) 山留及び掘削工事

山留及び掘削工事にあたっての基本的な考え方を以下に示す。

なお、次の対象事業実施区域は平坦であり、大規模な造成計画は不要である。

- ・土工事は安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用する。
- ・残土は原則としてできる限り場内利用する。
- ・地下の掘削作業にあたっては地下水位を考慮した掘削計画を策定し、地下水の流出及び周辺へ影響がないように留意する。

3) 外構工事

外構施設については、敷地の地形、地質、周辺環境との調和を考慮した合理的なものとし、施工および維持管理の容易さ、経済性等を検討した計画とする。

ア 構内道路および駐車場

- ・十分な強度と耐久性を持つ構造および、無理の無い動線計画とし、必要箇所に白線、道路標識を設け、車両の交通安全を図る。
- ・構内道路の設計は、「構内舗装・排水設計 基準(国土交通省大臣官房庁営繕部 国土交通省大臣官房庁営繕部整備課)」による。
- ・構内道路は 10t 車が無理なく曲がれる幅員を確保する。
- ・敷地内の南西側にあづみ野ランドと兼用の駐車場を計画する。運転職員及び事務職員は既存施設の駐車場を利用する。
- ・構内道路内に必要な数量の散水栓を設ける。

イ 構内照明工事

- ・場内及び構内道路その他必要な個所に街灯を、常夜灯回路とその他回路に分けて設ける。
- ・街灯の点滅は、自動操作及び手動操作を考え、自動操作の場合は、タイマ及び点滅器によるものとし、手動操作は中央制御室から可能とする。

ウ 構内排水設備

- ・敷地内に適切な排水設備を設け、位置、寸法、勾配、耐圧に注意し、不等沈下、漏水のない計画とする。

エ 造園植栽工事

- ・原則として敷地内空地は高木・中木・低木・灌木・芝張り等により良好な環境の維持に努める。

オ 門・囲障工事

- ・搬入車両出入口、一般車両出入口及び駐車場出入口に RC 製門柱を設ける。
- ・各出入口には鋼製、アルミ製またはステンレス製門扉を設置する。
- ・敷地の必要な場所に高さ 1.5m 程度の意匠に配慮した頑丈なフェンス（カラーアルミ又はステンレススチール）を配置する。設置にあっては既存のフェンス等を有効活用する。

(3) 工事計画

工事中における車両動線は、工事関係車両、廃棄物搬入出車両、一般車両等の円滑な交通を図る。

建設に際しては、災害対策に万全を期し、周辺住民への排ガス、騒音、振動、悪臭、汚水等の公害防止にも十分配慮する。

1.5.5 供用の計画

(1) 施設運営の方式

新ごみ処理施設整備・運営は、D B O方式により行うため、運営業務は、民間事業者が設立する特別目的会社（以下、「運営事業者」という。）が行う。運営事業の期間は平成33年3月から平成53年3月末までの20年1ヵ月間である。

(2) 処理フロー

焼却処理施設の処理方式であるストーカ式及び流動床式の基本処理フローを図 1.5.5 及び図 1.5.6 に、不燃物処理施設の基本処理フローを図 1.5.7 に示す。

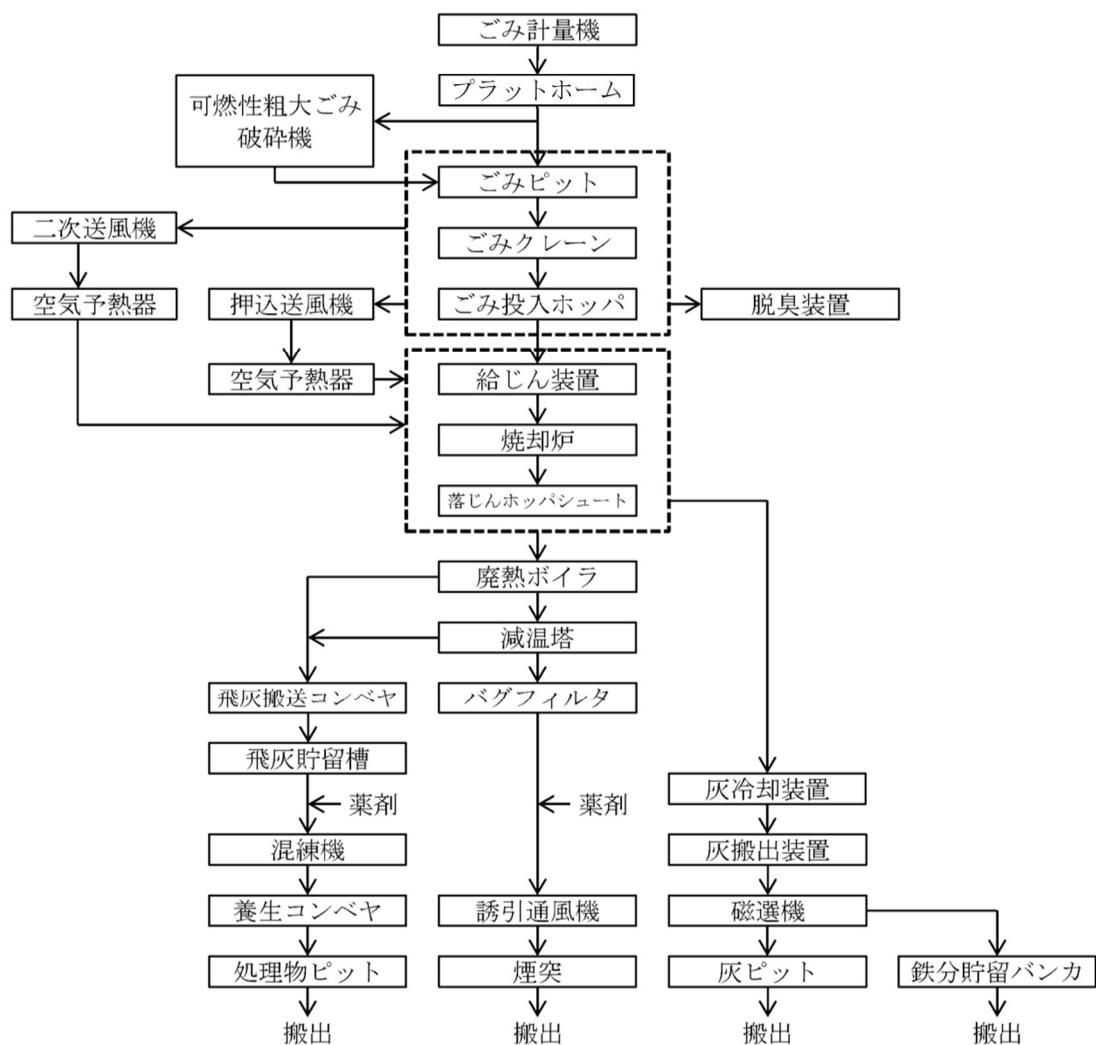


図 1.5.5 ごみ焼却施設（ストーカ式）基本処理フロー（参考）

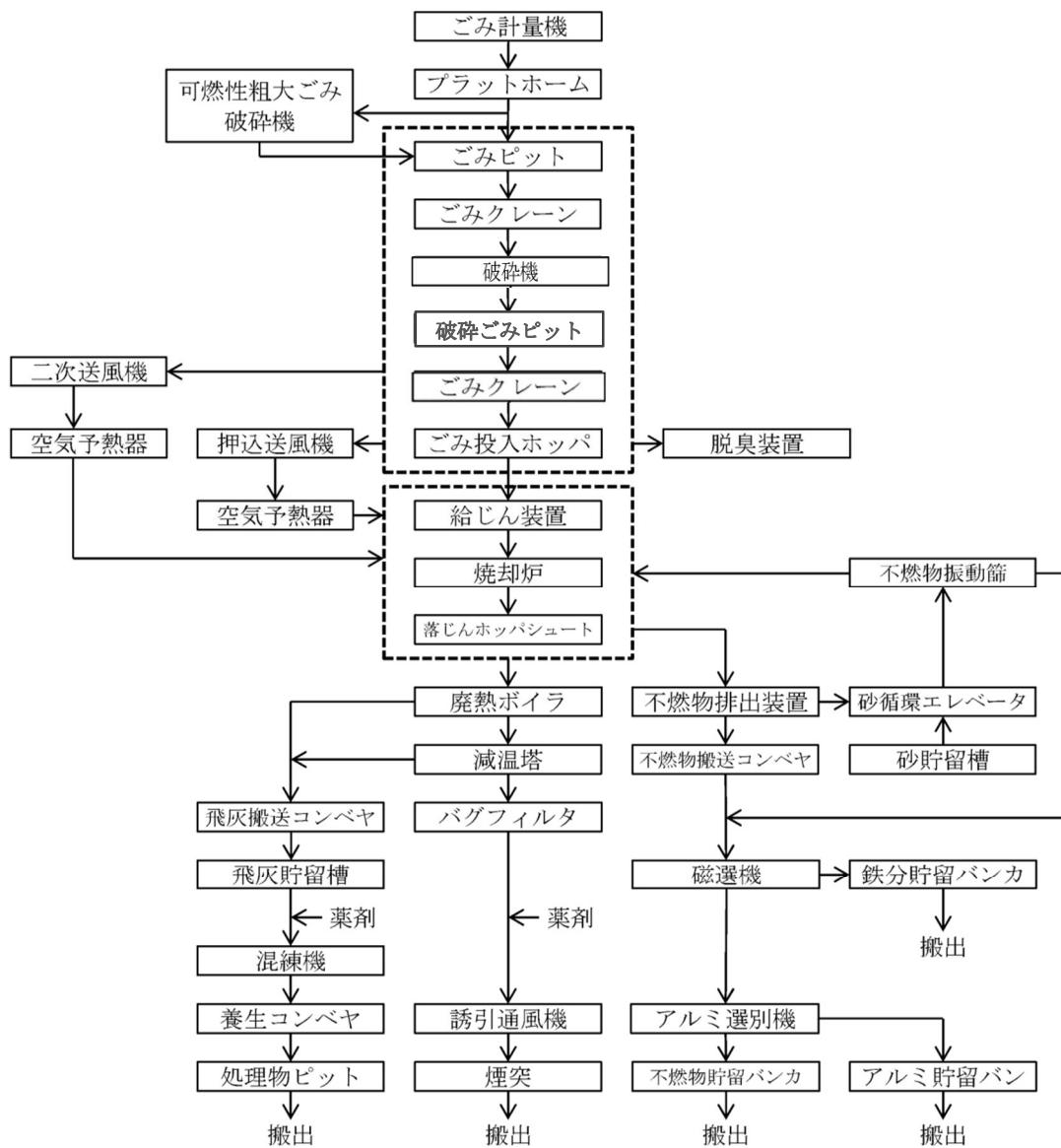
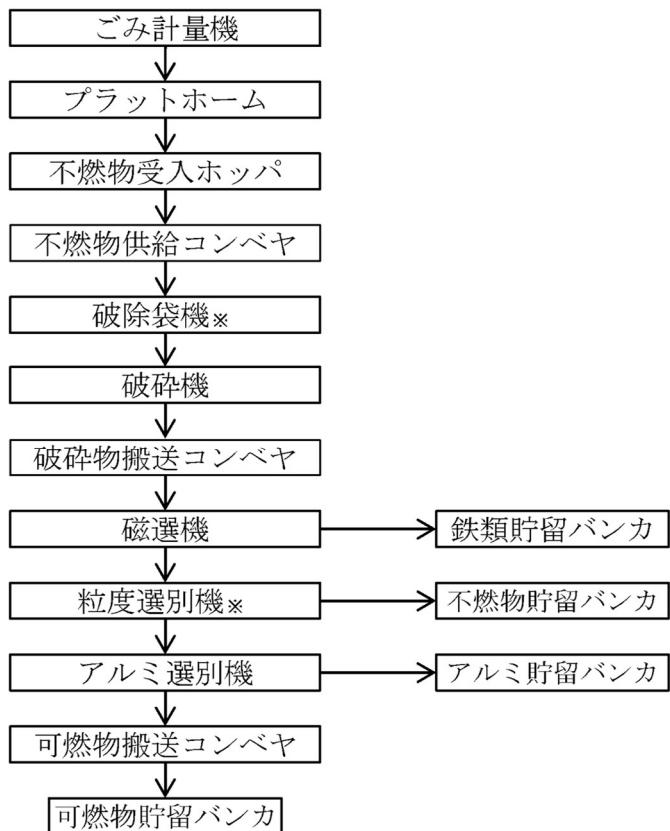


図 1.5.6 ごみ焼却施設（流動床式）基本処理フロー（参考）



* 必要に応じて設置

図 1.5.7 不燃物処理施設 基本処理フロー (参考)

(3) 施設運営計画

1) 処理対象物の処理

ア 受入供給設備の運転管理

ア) 計量棟における計量と料金徴収等

- ・計量棟において搬入ごみの計量を行うと共に、直接搬入ごみの受付及びごみの処理手数料の徴収を行う。
- ・収集車両の渋滞等がなく、効率的な搬入が行われるように計量業務を行う。
- ・搬入時間は以下に示す時間とする。

表 1.5.13 搬入時間

項目	受付日	受付時間
ごみ焼却施設	平日	8:30～12:00、13:00～16:30
	土曜日	8:30～11:30
不燃物処理施設	平日	8:30～12:00、13:00～16:30
備考	年末年始休は 12/30～1/3 とする	

イ) 搬入ごみの管理と異物の除去

- ・ごみピット及び破碎機への投入の前に、異物や処理不適物を目視により確認し、可能な限り除去、保管する。
- ・プラットホームでの誘導業務、排出者が直接搬入を行う際の補助及び監視を行う。

ウ) 処理不適物の排除と返還

- ・本施設で処理を行うことが困難又は不適当と判断される処理不適物は可能な限り取り除くよう努める。
- ・処理不適物の排除は、原則として計量（受付）段階で行い、ごみ焼却施設にあってはごみピット、不燃物処理施設にあっては受入ホッパ等に投入する前に実施する。
- ・処理不適物が確認され、搬入者が特定できた場合は、原則として搬入者に返還し、適正な処理方法を指導する。

エ) 搬入検査

- ・月 4 回（1回につき 5 台以上）程度、許可業者等を対象に展開検査を実施する。

オ) 直接搬入ごみの対応

- ・直接搬入ごみの受け入れは、ダンピングボックスで対応する。その際には必要な補助を行い、安全かつ適切に搬入を行えるよう努める。

カ) 搬入出車両の誘導

- ・委託業者、許可業者、直接搬入者などの車両の誘導を行い、安全かつ円滑に搬入出が行われるよう努める。

イ) 燃焼設備の運転管理

- ・燃焼室中の燃焼ガスが 850℃以上の温度を保ちつつ、燃焼プロセスにおけるガス滞留時間が 2 秒以上であるように燃焼管理を行う。
- ・運転を開始（炉の立ち上げ）する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やか

に上昇させ、炉温が 850°C以上となった時点からごみを投入する。

- ・運転を停止（炉の立ち下げ）する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くす。
- ・燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録する。

ウ ガス冷却設備の運転管理

- ・集じん装置に流入する燃焼ガスの温度を 200°C以下に冷却する。
- ・集じん装置に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録する。
- ・ガス冷却装置に堆積した飛灰を除去する。
- ・水噴霧（ノズル）の状況を適切に監視する。

エ 排ガス処理設備の運転管理

- ・排ガスの公害防止基準を満たし、排ガスによる生活環境上の支障が生じないようにする。
- ・排ガス中の酸素、一酸化炭素、ばいじん濃度、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素を連続的に測定し、かつ記録する。
- ・排ガス処理装置に堆積した飛灰を除去する。

オ 灰出し設備の運転管理

- ・作業中、飛灰等が飛散しないよう、十分留意する。
- ・飛灰にあっては飛灰貯留槽に貯留し、薬剤処理後、本組合の指定の運搬業者への積み込みを行う。

カ 排水処理設備の運転管理

- ・プラント系排水については、それぞれの水質に応じて処理を行い、プラント用水として再利用する。

キ 不燃物処理施設の運転管理

- ・5 時間/日の運転とし、暴発、火災事故に留意する。

2) 搬入出車両計画

搬入搬出車両の想定は表 1.5.14 のとおりである。なお、搬出車両の車種及び台数については、運営事業者の提案によるため、現段階での想定である。

表 1.5.14 搬入出車両の想定

施設	種別	最大積載量	年間台数	主な車種
ごみ焼却施設	可燃ごみ収集車両	2~6t 車	16,931 台	パッカー車
	し尿処理施設からの汚泥・し渣収集車両	2t 車	581 台	ダンプ車
	焼却灰の搬出車両	10t 車	220 台	牽引トレーラ (天蓋付)
	飛灰の搬出車両	10t 車		ダンプ車 (天蓋付)
不燃物処理施設	不燃ごみ収集車両	2~6t 車	357 台	パッカー車
	不燃物残渣の搬出車両	10t 車	60 台	ダンプ車
ストックヤード棟	廃乾電池、廃蛍光管及び電球の搬入車両	軽トラ~4t 車	電池 101 台 蛍光管等 103 台	平ボディ車
	不燃物(金物類)の搬入車両	2~6t 車	522 台	ダンプ車及びパッカー車
	廃乾電池の搬出車両	10t 車	4 台	牽引トレーラ (5t コンテナ×2)
	廃蛍光管の搬出車両	10t 車	4 台	ウイング車
	不燃物(金物類)の搬出車両 (不燃物処理施設から発生した破碎鉄、破碎アルミを含む)	10t 車	63 台	トラック車

3) エネルギー利用

ア 発電

- 運営事業者は、電気事業法等の関係法令、関連規制等に準拠し、安全かつ効率的・安定的に焼却施設の運転を行い、処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行う。

イ 電力供給

- 処理に伴って発生する余熱を利用して発電した電気を本施設の所内で利用するほか、電力会社等に売電する。

ウ 熱供給等

- あづみ野ランドに対して、安全かつ安定的に熱供給を行う。

4) 焼却残渣等の貯留、運搬及び処理・処分

ア 焼却残さ等

- 処理に伴って本施設から発生する焼却残渣等は適切に貯留し、運搬業者へ引き渡す。

イ 破碎残渣物

- 破碎鉄、破碎アルミは、再生業者へ引き渡す。
- 可燃性残渣は焼却施設へ搬送し処理を行い、不燃残渣は運搬業者へ引き渡す。

ウ 金物類、廃蛍光管、廃乾電池

- 搬入される金物類、廃蛍光管、廃乾電池はストックヤード棟に一時貯留し、再生業者へ引き渡す。

5) 緊急時の対応

- ・地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報等に基づき、人身の安全を確保するとともに、施設を安全に停止させる。
- ・重要機器の故障や停電時等の非常時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるよう必要に応じて施設を安全に停止させる。
- ・非常時及び緊急防災を想定した対策訓練を定期的に行う。
- ・本施設において事故が発生した場合に適切な対応を行うため、事故対応マニュアルを「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）」に基づいて作成する。

1.5.6 事業実施後の土地利用の予定

新ごみ処理施設は、運営事業者と運営契約を取り交わし、稼働後20年1ヶ月間運営する計画である。既存ごみ処理施設は、新ごみ処理施設の稼働後に解体する予定であるが、跡地利用については未定であり、解体時期と併せて今後検討する。

1.5.7 環境保全の方針と主な環境保全措置の内容

(1) 環境保全の方針

1) 新ごみ処理施設の基本方針

「新ごみ処理施設整備基本構想（新エネルギー回収施設）」（平成27年3月）で掲げた基本方針は次のとおりである。

ア 最終処分量の最小化

中間処理に伴い最終処分せざるを得ない残渣の発生を極力減らすことのできる施設とする。

イ 循環型社会を目指した資源・エネルギー回収の推進

循環型社会構築の実現を推進するため、ごみを新たなエネルギー源として捉えた積極的なエネルギー回収ができる施設とする。

ウ 環境負荷の低減

ごみを処理する際に、二次的に環境に負荷を与える物質が生成される。この原因となる物質が極力発生しない施設とする。

エ 処理費用の適正化と情報公開

適正な運転管理を実施するとともに処理費用を公開する。また、排ガス測定値などの情報を公開し、住民の安全・安心を確保していく。

オ 可燃性粗大ごみの処理

住民の利便性等を考慮し、現在、受け入れていない畳やふとんなどの可燃性粗大ごみを処理できる施設とする。

カ 災害に強い施設

地震等の災害に対し、耐震性を確保し、防災拠点の機能を持つなど、災害に強い施設とする。

2) 新ごみ処理施設の整備、運営に係る基本方針

新ごみ処理施設の整備、運営に関する基本方針のうち、環境保全に関連する内容は次のとおりである。

ア 周辺環境との調和

工場施設及び外構施設は、周辺環境との調和を図る。

イ 災害防止

建築基準法、消防法等の関係法令を遵守するとともに、災害要因（特に地震、火災、台風）に対する安全を確保する。

ウ 公害防止

公害防止基準を遵守するとともに、周辺環境に悪影響を与えないような施設とする。

エ 循環型社会づくり

資源やエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷をできるだけ少なくする。また、資源の循環・再利用、水の循環、未利用エネルギーの活用等を積極的に取り入れた施設とする。

オ 建物の計画

建物は、敷地の有効利用を図るため可能な限りコンパクトな施設とし、機能的、効率的な平面計画に努める。煙突にあっては、施設周辺の景観に配慮して計画する。

(2) 環境保全措置の内容

1) 公害防止基準（保証値）

新ごみ処理施設では、公害防止基準（保証値）を設定し、供用期間中にわたり基準値を遵守する。

ア 排ガス関連

排ガスに関する公害防止基準は表 1.5.15 に示すとおりである。

表 1.5.15 排ガスの計画値等

項目	計画値	法規制値
ばいじん量	0.01 g/ Nm ³ 以下	0.08 g/ Nm ³ 以下
硫黄酸化物	50 ppm 以下	K 値 17.5 (約 80ppm 以下)
窒素酸化物	100 ppm 以下	250 ppm 以下
塩化水素	50 ppm 以下	700 mg/Nm ³ (430 ppm) 以下
水銀	30 µg/Nm ³ 以下	50 µg/ Nm ³ 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下

注 1) ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素及び窒素酸化物の計画値及び法規制値は酸素濃度 12%換算（乾き）。

注 2) 法規制値の根拠は以下のとおり。

ばいじん：大気汚染防止法施行規則第 4 条別表第 2

硫黄酸化物：大気汚染防止法施行規則第 3 条

塩化水素：大気汚染防止法施行規則第 5 条別表第 3

水銀：大気汚染防止法施行規則附則（平成 28 年 9 月 26 日環境省令第 22 号）別表第 1

窒素酸化物：大気汚染防止法施行規則第 5 条別表 3 の 2

注 3) 硫黄酸化物の法規制値の濃度は、計画施設における推定値。

イ 騒音関連

対象事業実施区域は、都市計画区域のうち用途地域が指定されていない地域であるが、騒音規制法の付表の地域に指定されており、第 4 種区域に該当する。また、対象事業実施区域は、「安曇野市公害防止条例」（平成 17 年 10 月 1 日条例第 135 号）に定める一般の騒音の規制基準が適用される。「安曇野市公害防止条例施行規則」（平成 17 年 10 月 1 日規則第 91 号）別表第 6 に定める「その他の地域」に該当する。このため、騒音の想定する計画値としては、より規制の厳しい条例規制値の値を設定した。

表 1.5.16 騒音に関する条例規制値

時間の区分	計画値（敷地境界）	条例規制値
昼間（午前 8 時～午後 6 時）	65dB 以下	65dB 以下
朝夕（午前 6 時～午前 8 時、 午後 6 時～午後 9 時）	65dB 以下	65dB 以下
夜間（午後 9 時～午前 6 時）	55dB 以下	55dB 以下

注 1) 「安曇野市公害防止条例施行規則」（平成 17 年 10 月 1 日規則第 91 号）に定める「その他の地域」の規制基準が適用される。

注 2) 事業計画地は第 4 種区域に該当する。特定工場に係る騒音の規制は以下のとおり。

昼間：70dB、朝・夕：70dB、夜間：65dB

ウ 振動関連

対象事業実施区域は、都市計画区域のうち用途地域が指定されていない地域にあたり、法に基

づく規制基準が適用されない地域となっている。対象事業実施区域周辺は、既に工業施設が立地しており、実質的な工業用地となっている。安曇野市公害防止条例に基づく騒音の規制基準が準工業地域と同等であることを考慮し、振動の想定する計画値としては「準工業地域」の用途地域に相当する値を設定した。

表 1.5.17 振動に関する計画値

時間の区分	計画値（敷地境界）	法規制値
昼間（午前7時～午後7時）	70dB以下	—
夜間（午後7時～午前7時）	65dB以下	—

注 1) 「安曇野市公害防止条例施行規則」(平成17年10月1日規則第91号)及び振動規制法における特定工場において発生する振動の規制基準（第2種区域、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和52年環境省告示第90号）を参考に設定。

注 2) 事業計画地は振動規制法の区域の区分に該当しないため、特定工場に係る振動の規制は適用されない。

エ 悪臭関連

安曇野市は、悪臭防止法に基づく規制方式を平成27年10月1日より臭気指数規制に変更した。対象事業実施区域は第2地域に該当し、敷地境界線における臭気指数の規制値は15となってい る。

表 1.5.18 悪臭に関する計画値

項目	計画値	法規制値
臭気指数	15以下	15以下

オ 排水関連

プラント排水は炉内噴霧や処理後再利用し放流を行わず、生活系排水は排除基準を遵守し、下水道放流する。

2) 主な環境保全措置

ア 粉じん対策

粉じんが発生する箇所や機械設備には十分な能力を有するバグフィルタ集じん装置や散水設備等を設ける等粉じん対策を考慮する。

イ 振動対策

振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため独立基礎、防振装置を設ける等施設への振動の伝播を防止する措置を講じる。さらに、低周波振動についても十分に配慮する。

ウ 騒音対策

著しい騒音が発生する機械設備は、低騒音型の機器を積極的に選定することとし、必要に応じて防音構造の室内に収納し、騒音が外部に洩れないようにする。また、排風機・プロワ等の設備には消音器を取り付ける等、必要に応じて防音対策を施した構造とする。

エ 悪臭対策

悪臭の発生する箇所には必要な対策を講じる。また、全休炉時の臭気対策として脱臭設備を設置する。

オ 排水対策

水資源の有効利用の観点からプラント系排水は、処理した上、施設内で再利用し、無放流とする。設備から発生する各種の汚水は、本施設の排水処理設備に送水して処理する。生活系排水は排除基準を遵守し、下水道放流する。

カ 緑化計画

周辺環境や景観に配慮し、工場棟建屋の周辺に高木・中木・低木・灌木・芝張り等の植栽をする。緑化率は、敷地面積に対して 20%以上とする。